

28 高教福第 162 号
平成 28 年 5 月 2 日

各県立学校長 様
各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

「公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて」の一部改正について（通知）

「職員の給与の支給等に関する規則」（昭和 31 年高知県人事委員会規則第 3 号）及び「公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則」（平成 20 年 2 月 26 日教育委員会規則第 4 号）が下記のとおり一部改正されましたのでお知らせします。

また、関連して「公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて」（平成 19 年 3 月 12 日 18 高教義第 1315 号）の一部についても改正しましたので、適切にお取扱ください。

各市町村（学校組合）教育長にあっては、管内の学校に対しても周知してまいりますようお願いいたします。

記

1 主な改正点

学校教育法等の一部を改正する法律の施行により学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)が一部改正され、義務教育学校の制度が設けられるとともに、県内において義務教育学校が設置されたことに伴う関係規程の整理

2 改正内容

別添「新旧対照表」（別紙 1～3）のとおり

別紙 1 職員の給与の支給等に関する規則

別紙 2 公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則

別紙 3 公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて

3 適用年月日

平成 28 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

新

職員の給与の支給等に関する規則（抜粋）

（管理職手当）

第5条 管理職手当を支給する職は、次の表に掲げる職（職には、正規の発令を受けた事務代理者を含むものとする。以下この条において同じ。）とし、当該職を占める職員に支給する管理職手当の区分は、同表に掲げる職に応じ、同表に定める区分とする。

組織区分	区分及び職				
	1種	2種	3種	4種	5種
略	略	略	略	略	
教育委員会		略	略	高等学校長 特別支援学校長 義務教育学校長 中学校長 小学校長	高等学校副校長 特別支援学校副校長 義務教育学校副校長 中学校副校長 小学校副校長 高等学校教頭 特別支援学校教頭 義務教育学校教頭 中学校教頭 小学校教頭 略
略	略	略	略	略	略

2～6 略

旧

職員の給与の支給等に関する規則（抜粋）

（管理職手当）

第5条 管理職手当を支給する職は、次の表に掲げる職（職には、正規の発令を受けた事務代理者を含むものとする。以下この条において同じ。）とし、当該職を占める職員に支給する管理職手当の区分は、同表に掲げる職に応じ、同表に定める区分とする。

組織区分	区分及び職				
	1種	2種	3種	4種	5種
略	略	略	略	略	
教育委員会		略	略	高等学校長 特別支援学校長 略	高等学校副校長 特別支援学校副校長 中学校副校長 小学校副校長 高等学校教頭 特別支援学校教頭 略
略	略	略	略	略	略

2～6 略

別表第2(第7条関係)

公立学校職員の条例の適用を受ける職員の特殊勤務手当

1 小学校、中学校又は義務教育学校において多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当(多学年学級担当手当)

支給の対象	区分	金額	備考
略	略	略	略

2～4 略

5 主任等の職務を行う職員で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導・助言に当たるものの特殊勤務手当(教育業務連絡指導手当)並びに特別支援学校の各部の主事の職務を行う職員の特殊勤務手当(特別支援学校部主事手当)

(1) 教育業務連絡指導手当

支給の対象	区分	金額	備考	
学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第44条第1項(同令第79条、第79条の8、第104条第1項及び第135条第1項において準用する場合を含む。)、第47条(同令第79条、第79条の8、第104条第1項及び第135条第1項において準用する場合を含む。)、第70条第1項(同令第79条の8、第104条第1項並びに第135条第4項及び第5項において準用する場合を含む。)、第104条第1項及び第135条第5項において準用する同令第71条第1項、第81条第1項(同令第135条第5項において準用する場合を含む。))並びに第124条第1項の規定により置かれる主任等で、区分欄に掲げるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る職務に従事したとき。	小学校	1日当たり 200円	この手当は、次のいずれかに該当するものには支給しない。 (1) 3学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長及び寮務主任 (2) 3学級未満の学年に置かれる学年主任 (3) 上記(1)及び(2)に定めるもののほか、任命権者の定める基準に該当しないもの	
	中学校			教務主任 学年主任 研究主任 人権教育主任 生徒指導主事
	義務教育学校			教務主任 学年主任 研究主任 分校主任 人権教育主任 生徒指導主事
	高等学校			略
	特別支援学校			略

(2) 略

別表第4(第9条関係)

給料の調整額の適用区分表

勤務箇所	職員	調整数
略	略	略
公立の小学校、中学校及び義務教育学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員及び学校教育法施行規則第140条に規定する心身の故障に応じて行われる特別の指導に直接従事することを本務とする職員	1
略	略	略

別表第2(第7条関係)

公立学校職員の条例の適用を受ける職員の特殊勤務手当

1 小学校又は中学校において多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当(多学年学級担当手当)

支給の対象	区分	金額	備考
略	略	略	略

2～4 略

5 主任等の職務を行う職員で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導・助言に当たるものの特殊勤務手当(教育業務連絡指導手当)並びに特別支援学校の各部の主事の職務を行う職員の特殊勤務手当(特別支援学校部主事手当)

(1) 教育業務連絡指導手当

支給の対象	区分	金額	備考	
学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第44条第1項(同令第79条、第104条第1項及び第135条第1項において準用する場合を含む。)、第47条(同令第79条、第104条第1項及び第135条第1項において準用する場合を含む。)、第70条第1項(同令第104条第1項並びに第135条第4項及び第5項において準用する場合を含む。)、第104条第1項及び第135条第5項において準用する同令第71条第1項、第81条第1項(同令第135条第5項において準用する場合を含む。))並びに第124条第1項の規定により置かれる主任等で、区分欄に掲げるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る職務に従事したとき。	小学校	1日当たり 200円	この手当は、次のいずれかに該当するものには支給しない。 (1) 3学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長及び寮務主任 (2) 3学級未満の学年に置かれる学年主任 (3) 上記(1)及び(2)に定めるもののほか、任命権者の定める基準に該当しないもの	
	中学校			教務主任 学年主任 研究主任 人権教育主任 生徒指導主事
	高等学校			略
	特別支援学校			略

(2) 略

別表第4(第9条関係)

給料の調整額の適用区分表

勤務箇所	職員	調整数
略	略	略
公立の小学校及び中学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員及び学校教育法施行規則第140条に規定する心身の故障に応じて行われる特別の指導に直接従事することを本務とする職員	1
略	略	略

新 旧 対 照 表

新

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則(抜粋)

本則

公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)第27条の4に規定する教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務であつて、市町村(市町村の組合を含む。)立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(共同調理場(同条例第3条に規定する共同調理場をいう。)の学校栄養職員を含む。)及び事務職員並びに市町村立の高等学校の定時制の課程の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師に係るものとする。

(1)・(2) 略

旧

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則(抜粋)

本則

公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)第27条の4に規定する教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務であつて、市町村(市町村の組合を含む。)立の小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(共同調理場(同条例第3条に規定する共同調理場をいう。)の学校栄養職員を含む。)及び事務職員並びに市町村立の高等学校の定時制の課程の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師に係るものとする。

(1)・(2) 略

新 旧 対
新

公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて（抜粋）

2 教員特殊業務手当の取扱いについて（給与条例第 16 条第 2 項の表第 4 号及び支給規則第 7 条別表第 2 の 4 関係）

(1) 略

(2) 運用通知別表第 2 関係 2 (15) に規定する「任命権者が定めた基準」とは、以下に掲げるものとする。

ア 対外運動競技等にかかる引率人員の基準について

(ア) 小学校（義務教育学校前期課程を含む）

1 校 1 名とする。（ただし、出場者が 20 名以上の場合は 2 名以内とする。）

(イ) 中学校（義務教育学校後期課程を含む）及び高等学校

1 種目 1 校 1 名とする。（ただし、男女別会場別に出場する場合はそれぞれ 1 名を加えることができるものとする。）

(ウ) 略

3 教育業務連絡指導手当の取扱いについて（給与条例第 16 条第 2 項の表第 5 号及び支給規則第 7 条別表第 2 の 5 (1) 関係）

(1) 支給規則第 7 条別表第 2 の 5 の(1)の表備考欄に規定する「任命権者が定める基準」とは次の表に掲げるものとする。

区分	名称	手当が支給されないもの	
中学校	略	略	
義務教育学校	前期課程	<u>教務主任</u>	<u>6 学級未満の学校に置かれるもの</u>
		<u>研究主任</u>	<u>6 学級未満の学校に置かれるもの</u>
		<u>学年主任</u>	<u>3 学級未満の学年に置かれるもの</u>
		<u>人権教育主任</u>	<u>6 学級未満の学校に置かれるもの</u>
		<u>分校主任</u>	

照 表
旧

公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて（抜粋）

2 教員特殊業務手当の取扱いについて（給与条例第 16 条第 2 項の表第 4 号及び支給規則第 7 条別表第 2 の 4 関係）

(1) 略

(2) 運用通知別表第 2 関係 2 (15) に規定する「任命権者が定めた基準」とは、以下に掲げるものとする。

ア 対外運動競技等にかかる引率人員の基準について

(ア) 小学校

1 校 1 名とする。（ただし、出場者が 20 名以上の場合は 2 名以内とする。）

(イ) 中学校及び高等学校

1 種目 1 校 1 名とする。（ただし、男女別会場別に出場する場合はそれぞれ 1 名を加えることができるものとする。）

(ウ) 略

3 教育業務連絡指導手当の取扱いについて（給与条例第 16 条第 2 項の表第 5 号及び支給規則第 7 条別表第 2 の 5 (1) 関係）

(1) 支給規則第 7 条別表第 2 の 5 の(1)の表備考欄に規定する「任命権者が定める基準」とは次の表に掲げるものとする。

区分	名称	手当が支給されないもの
中学校	略	略
高等学校	略	略

校	後期課程	教務主任	3学級未満の学校に置かれるもの
		生徒指導主事	3学級未満の学校に置かれるもの
		学年主任	3学級未満の学年に置かれるもの
		研究主任	6学級未満の学校に置かれるもの
		人権教育主任	6学級未満の学校に置かれるもの
高等学校	略	略	

(2) 支給の要件

ア～エ 略

オ 手当支給主任である教諭が、他の手当支給主任を兼ねている場合は、いずれか一方の主任に係る業務に対してのみ手当を支給すること。

義務教育学校において、前期課程・後期課程に同じ名称の主任を1名が兼ねている場合も、いずれか一方の主任に係る業務に対してのみ手当を支給すること。

カ 略

(3) 略

(2) 支給の要件

ア～エ 略

オ 手当支給主任である教諭が、他の手当支給主任を兼ねている場合は、いずれか一方の主任に係る業務に対してのみ手当を支給すること。

カ 略

(3) 略

公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて

平成 19 年 3 月 12 日 18 高教職第 1315 号

教育長通知

改正 平成 27 年 8 月 31 日 27 高教福第 411 号教育長通知

改正 平成 28 年 5 月 2 日 28 高教福第 162 号教育長通知

公立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 37 号。以下「給与条例」という。）第 16 条に掲げる特殊勤務手当については、職員の給与の支給等に関する規則（昭和 31 年人事委員会規則第 3 号。以下「支給規則」という。）及び特殊勤務手当の運用について（平成 9 年 12 月 19 日付け 9 高人委第 194 号人事委員会委員長通知。以下「運用通知」という。）によるもののほか、平成 19 年 4 月 1 日以降は、下記事項に留意のうえ、取扱いをお願いいたします。

なお、この通知の施行に伴い、教員特殊業務手当の運用について（昭和 48 年 2 月 16 日付け通知 47 義第 860 号）、教員特殊業務手当及び教育業務連絡指導手当の取扱いについて（昭和 53 年 3 月 29 日付け通知 52 義第 772 号）、教員特殊業務（いわゆる部活動）手当にかかる指導教員数について（昭和 53 年 5 月 23 日付け通知 53 義第 162 号）及び対外運動競技等における引率人員の基準について（平成 6 年 1 月 18 日付け通知 5 教義第 1053 号）は廃止します。

各市町村（学校組合）教育委員会にあっては、管内の学校に対しても周知してください。

記

1 多学年学級担当手当の取扱いについて（給与条例第 16 条第 2 項の表第 1 号及び支給規則第 7 条別表第 2 の 1 関係）

（1）課業期間中における取扱い

出勤し授業又は指導を行った日及び命令を受け出張をした場合（引き続く 15 日を超える出張の場合を除く。）において支給できるものであること。

（2）長期休業期間中における取扱い

学校登校日及び臨海学校等（学校が計画し、かつ実施したものに限る。）において、授業又は指導に従事した場合にのみ支給できるものであること。

（3）手当の請求方法等

別紙様式 1 「特殊勤務実績簿」に記載するとともに、当該月において授業又は指導に従事した日数を確認のうえ、月例報告を行うこと（月例報告は、高知県給与支給事務集中処理規則第 6 条の規定に基づき行うこと。以下同じ。）。

2 教員特殊業務手当の取扱いについて（給与条例第 16 条第 2 項の表第 4 号及び支給規則第 7 条別表第 2 の 4 関係）

(1) 運用通知別表第 2 関係 2 (6) に規定する「任命権者が定めたもの」とは、下記に掲げる団体等が主催又は共催するものであり、その運動競技等への参加が学校教育活動として、あらかじめ学校内で計画されたものとする。

ただし、下記団体等が主催又は共催するものであっても、総会や指導者養成のための講習会等への出席はこの手当の支給対象とならないので注意すること。

疑義が生じる場合にはその都度事前に、教職員・福利課に協議すること。また、学校にあつては後に規定する「教員特殊業務整理簿」、総務事務集中化システムによる月締処理を行う所属にあつては総務事務集中化システムから出力される「特殊勤務実績簿」とともに、開催要項の写しを保管しておくこと。

[任命権者が定めた団体]

高知県教育委員会	高知縣市町村教育委員会連合会
市町村（学校組合）教育委員会	郡市町村（学校組合）教育委員会連絡協議会
高知県小学校体育連盟	四国地区ろう学校体育連盟
高知県中学校体育連盟	定時制通信制高等学校体育連盟
高知県高等学校体育連盟	高知県高校野球連盟
高知県教育文化祭運営協議会	高知県高等学校文化連盟

体育的行事に関しては、高知県中学校体育連盟及び高知県高等学校体育連盟が発行する大会一欄表に定める運動競技等（一覧表にない高知県体育連盟支部大会も含む。）については、支給対象とすることができるものとする。

また、平成 14 年 4 月 1 日付け 13 高体保第 359 号『「高知県児童・生徒の運動競技の基準」の廃止に伴う新たな児童・生徒の運動競技の取扱いについて』の通知を参考とすること。

(2) 運用通知別表第 2 関係 2 (15) に規定する「任命権者が定めた基準」とは、以下に掲げるものとする。

ア 対外運動競技等にかかる引率人員の基準について

(ア) 小学校（義務教育学校前期課程を含む）

1 校 1 名とする。（ただし、出場者が 20 名以上の場合は 2 名以内とする。）

(イ) 中学校（義務教育学校後期課程を含む）及び高等学校

1 種目 1 校 1 名とする。（ただし、男女別会場別に出場する場合はそれぞれ 1 名を加えることができるものとする。）

(ウ) 特別支援学校

修学旅行業務の引率人員基準に準ずる人員以内とする。

イ 引率人員については、学校教育活動として行う対外運動競技等への参加に際し、その人員でないと大会運営上支障をきたすなど、真に必要であると学校長が認め

る場合にあっては、上記アに示した引率基準にかかわらず、現に当該業務に従事する人員によることができるものとする。

なお、上記アに示す引率人員の基準人数の3倍以上の人数で引率業務に従事した場合においては、別紙様式2「対外運動競技等における引率人員について（報告）」を作成のうえ、教職員・福利課まで報告を行うこと。

- (3) 支給規則別表第2の4表(5)に規定する「正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動で任命権者が定めたもの」（以下「部活動指導手当」という。）とは、各市町村（学校組合）立の小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則で教育委員会に提出することとされている学校要覧（県立学校にあっては、高知県立学校の管理運営に関する規則第2条に規定するもの）に記載されている部活動をいうものであること。

- (4) 部活動の指導教員数の基準について

部活動指導手当の支給を受ける指導教員数の基準については、次のとおりとする。

ア 原則1部1名を基準とする。

ただし、男女別のある部については、1名を加えることができるものとする。

イ 各学校の部活動の活動状況から、2名以上が必要と学校長が認める場合においては、上記アにかかわらず、2名以上とすることができるものとする。

- (5) 従事した時間等の取扱い

ア 部活動が行われている途中において、休憩、昼食等のため一時的に練習等が中断した時間であっても、指導業務が事実上引き続いていると認められる場合は、当該中断した時間も業務に従事した時間として取扱うことができること。

イ 練習試合等のため児童又は生徒が学校に集合し、試合等の終了後帰校して解散したような場合においては、出発から試合等の開始までの時間及び試合等の終了後解散までの時間も業務に従事した時間として取扱うことができること。

また、雨天のため練習試合等が中断、順延となり、会場等で待機した場合における当該待機の時間も含めて取扱って差し支えないこと。

ウ 「正規の勤務時間以外の時間等」には、休日における正規の勤務時間が割り振られている時間を含むが、夏季休業の期間その他で単に児童又は生徒に対する授業等を休業している日における正規の勤務時間が割り振られている時間までを含むものではないこと。

- (6) 手当の請求方法等

支給規則第7条別表第2の4の規定による特殊勤務に従事し、手当を請求する場合には、別紙様式3「教員特殊業務整理簿」に記載するとともに、その日数等を確認のうえ、月例報告を行うこと。総務事務集中化システムを使用する職員の月例報告は総務事務集中化システムによる月締処理により行うこと。

なお、中高一貫教育校の部活動指導など他所属職員が業務を行う場合は、従前どお

り、別紙様式3「教員特殊業務整理簿」に記載を行い、給与システムによる月例報告を行うこと。

3 教育業務連絡指導手当の取扱いについて（給与条例第16条第2項の表第5号及び支給規則第7条別表第2の5（1）関係）

（1）支給規則第7条別表第2の5の（1）の表備考欄に規定する「任命権者が定める基準」とは次の表に掲げるものとする。

区分	名称	手当が支給されないもの	
小学校	教務主任	6学級未満の学校に置かれるもの	
	研究主任	6学級未満の学校に置かれるもの	
	学年主任	3学級未満の学年に置かれるもの	
	人権教育主任	6学級未満の学校に置かれるもの	
	分校主任		
中学校	教務主任	3学級未満の学校に置かれるもの	
	生徒指導主事	3学級未満の学校に置かれるもの	
	学年主任	3学級未満の学年に置かれるもの	
	研究主任	6学級未満の学校に置かれるもの	
	人権教育主任	6学級未満の学校に置かれるもの	
義務教育学校	前期課程	教務主任	6学級未満の学校に置かれるもの
		研究主任	6学級未満の学校に置かれるもの
		学年主任	3学級未満の学年に置かれるもの
		人権教育主任	6学級未満の学校に置かれるもの
		分校主任	
	後期課程	教務主任	3学級未満の学校に置かれるもの
		生徒指導主事	3学級未満の学校に置かれるもの
		学年主任	3学級未満の学年に置かれるもの
		研究主任	6学級未満の学校に置かれるもの
		人権教育主任	6学級未満の学校に置かれるもの
高等学校	教務主任		
	人権教育主任	6学級未満の学校に置かれるもの	
	学年主任	3学級未満の学年に置かれるもの	
	生徒指導主事	3学級未満の学校に置かれるもの	
	進路指導主事	3学級未満の学校に置かれるもの	
	学科主任	3学級未満の学校に置かれるもの	
	総務主任	3学級未満の学校に置かれるもの	

	農場長	3学級未満の学校に置かれるもの
特別 支援 学校	教務主任	
	学年主任	3学級未満の学年に置かれるもの
	生徒指導主事	3学級未満の学校に置かれるもの
	進路指導主事	3学級未満の学校に置かれるもの 中学部に置かれるもの
	学科主任	3学級未満の学校に置かれるもの
	寮務主任	3学級未満の学校に置かれるもの
	研究主任	6学級未満の学校に置かれるもの
	人権教育主任	6学級未満の学校に置かれるもの

注 学級数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第5条」に基づく学級数をいう。

(2) 支給の要件

- ア 手当支給の対象となる主任等の職務を担当する教諭（以下「手当支給主任である教諭」という。）が、その所属する学校に登校し現に勤務した日については、その教諭は当該業務に従事したものとみなして手当を支給して差し支えないこと。
（その勤務が宿直勤務である場合を除く。）
- イ 長期休業等児童又は生徒に対する授業等を休業している期間に登校し勤務した日、又は週休日、休日等に特に勤務を命ぜられて勤務した日についても手当を支給して差し支えないこと。（その勤務が宿日直勤務である場合を除く。）
- ウ 手当支給主任である教諭が、その所属する学校に勤務しない場合であっても、次の場合は手当を支給して差し支えないこと。
（ア）あらかじめ校長等の指示を受け、関係公署との連絡その他公務上の必要により終日校外で勤務する場合
（イ）研修等の受講を命じられ、当該命令に基づき特定の研修施設等で受講する場合
（ウ）命令に基づき出張している場合（その出張が修学旅行を除く外国出張、国内留学等特別のものである場合を除く。）は支給できるが、出張期間中の休日、週休日については、「教員に対し時間外勤務を命ずる場合に関する規定」に基づいて時間外勤務を命じた場合を除いて支給できないこと。
- エ 手当支給主任である教諭が、年次有給休暇その他の休暇等を承認され、その日の勤務時間の一部を勤務しなかった場合においても、その日の勤務に対して手当を支給できること。
- オ 手当支給主任である教諭が、他の手当支給主任を兼ねている場合は、いずれか一方の主任に係る業務に対してのみ手当を支給すること。

義務教育学校において、前期課程・後期課程に同じ名称の主任を1名が兼ねている場合も、いずれか一方の主任に係る業務に対してのみ手当を支給すること。

カ 手当支給主任である教諭が、教育公務員特例法第22条第2項の規定に基づき、所属長の承認を受けて行う研修のため登校しない場合は、その日は手当を支給することができないこと。

(3) 手当の支給等に関する取扱い

別紙様式1「特殊勤務実績簿」に記載するとともに、当該月において職務に従事した日数を出勤簿等で確認のうえ、月例報告を行うこと。

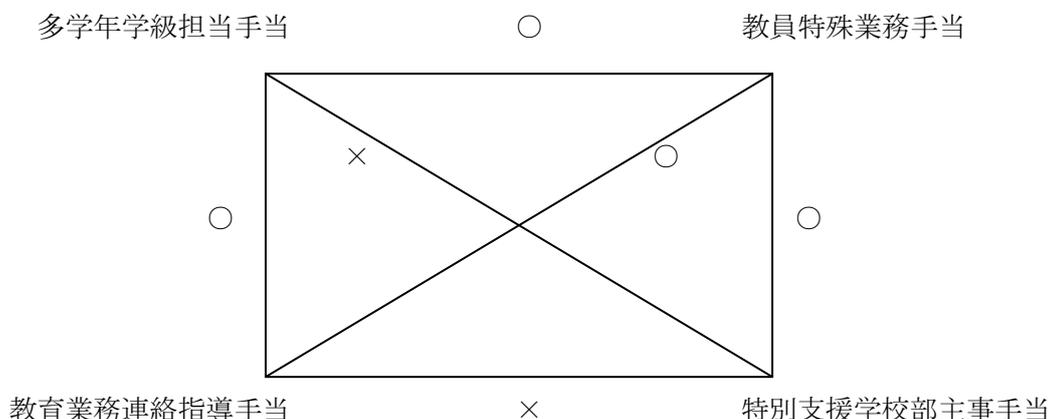
4 特別支援学校部主事手当の取扱いについて（給与条例第16条第2項の表第5号及び支給規則第7条別表第2の5（2）関係）

支給の要件及び手当の支給等に関する取扱い

手当の支給対象となる部主事の職務を担当する教諭については、上記3の（2）及び（3）の規定を準用するものとする。

5 特殊勤務手当の併給について

教育職員の特殊勤務手当の併給については、支給規則第7条第3項の規定にかかわらず、下図に示す併給が可能であること。



注：○は併給があることを示す。

×は併給がないことを示す。

6 その他の特殊勤務手当の請求方法等

この通知の1から4に規定する特殊勤務手当以外の手当については、別紙様式1「特殊勤務実績簿」に記載するとともに、当該月において職務に従事した日数を確認のうえ、

月例報告を行うこと。

月例報告のシステム入力については、入力欄、日数等に誤りのないよう慎重に行うこと。

7 質疑応答集について

特殊勤務手当質疑応答集については手当運用の参考とすること。

8 施行日

この通知は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。